

(たばこ税法の一部改正)

第五条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則

第二条 削除

附則

(税率に係る経過措置)

第二条 たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二号)第一条第一項(製造たばこの種類及び最高価格)に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、
当分の間、千本につき二千五百十七円とする。